

## ◆ 期日前投票

投票日に、仕事や用事で投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

○期日前投票は、投票日前に、投票日と同様に投票用紙を直接投票箱に入れる制度です。

○入場券を持参し、下記のいずれかの場所で投票してください。

※期日前投票する際には、**入場券の下部分にある宣誓書欄の記載が必要です**。あらかじめ記入を済ませてからお越しください。

○入場券が届いていない場合は、ご本人かを確認できれば投票できます。

※運転免許証等、本人確認できるものをご持参ください。

**期間** 5月13日(金)から28日(土)まで

**時間** 午前8時30分から午後8時まで

**場所** ・糸魚川市役所 1階市民ホール  
・能生生涯学習センター 2階第1会議室  
・青海事務所 2階大会議室

## ◆ 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害のある人で、次の表に該当する方は、郵便による不在者投票ができます。

希望される方は、あらかじめ選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」が必要となりますので、5月25日(水)までに手続きをお願いします。

(注)すでに郵便等投票証明書の交付を受けている方も、有効期限をお確かめください。

手帳等の種類	障害の種類	障害の程度
介護保険被保険者証	—	要介護5
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級 または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級 または3級
	免疫・肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症

## 新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方も郵便等で投票ができます

選挙権を有する方で、新型コロナウイルス感染症により療養等をされており、次の要件を満たす場合、郵便等により投票をすることができます(特例郵便等投票)。

※**濃厚接触者の方は特例郵便等投票の対象ではありません。**

○感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方

○検疫法の規定により隔離または停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている方

+

外出自粛要請等の期間が、請求の時に令和4年5月13日(金)から5月29日(日)までの期間にかかると見込まれる場合

特例郵便等投票を希望される方は、投票用紙等の請求が必要になります。

詳細は、選挙管理委員会までお問い合わせください。



問合先 糸魚川市選挙管理委員会

☎552-1511(代表)

✉senkan@city.itoigawa.lg.jp